

基本計画について〈案〉

○ 経緯

愛知県人権尊重の社会づくり条例の第 5 条に、「県は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な計画を定めるものとする」とある。条例上は、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」をみなすこととなっているが、これは経過措置としての扱いであるため、2023 年度内に新たに基本計画を策定する。

○ 他都道府県の状況

現在、都道府県で人権に関する計画等を策定しているのは 40 都道府県・42 例（方針と計画の両方を策定：2 府県）。

名称は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、目的に「教育・啓発」が入っていたり、行政の計画であることを強調するために「施策・政策」が入っている場合が多い。また、「推進」を入れるかどうか、「計画」なのか「方針」なのか等、方向性の面でも異なっている。

計画期間を定めているのは 8 例で、10 年が最も多く、5 例ある。

<名称>

① 目的面から

教育／啓発：17 例 施策／政策：23 例

その他（「人権」「多様性に満ちた社会づくり」）各 1 例

② 方向性の面から

推進系：23 例

（内訳）推進指針：6 例 推進基本方針：5 例 推進基本計画：4 例 推進計画：4 例

推進プラン／推進方針／総合推進指針／推進基本指針：各 1 例

基本系：19 例

（内訳）基本方針：7 例 基本計画：6 例 基本指針：2 例 行動計画：2 例 指針：2 例

<計画期間>

10 年：5 例 5 年：2 例 4 年：1 例

○ 基本的事項（案）

名 称：条例での県の取組は教育・啓発にとどまらず、かつ、県の施策に関する計画ではあるものの、国や市町村、県民、企業、NPO、大学等、様々な主体と連携・協力しながら推進していくことを示すため、「あいち人権推進プラン」とする。

計画期間：現在の行動計画が、概ね 5 年に 1 回改訂していること、また、最近の人権をめぐる状況の変化が著しいこと等を踏まえ、2024 年度から 2028 年度までの 5 年間とする。

基本目標：条例の趣旨を踏まえ、「相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」とする。

○ スケジュール

策定スケジュールについては別添 1 のとおり。

条例の普及啓発を兼ね、県内 4 か所に出向いて「人権啓発キャラバン」等を開催し、県民の意見を聴く機会を設ける。また、委員の方々のご意見を伺うために、あらかじめアンケート（別添 2）をしたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

基本計画策定のスケジュール(案)

事務内容	2023年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2024年 1月	2月	3月
① 愛知県人権施策推進審議会	● 各委員へのアンケート実施	● 第1回審議会 ・人権施策の実施状況について ・基本計画の方向性・骨子案について				● 第2回審議会 ・基本計画の素案について			● 第3回審議会 ・基本計画の案について			● 第4回審議会 ・基本計画最終案について
② 基本計画の作成	方向性・骨子案について内部検討	● 方向性・骨子案作成	素案について内部検討		● 素案作成		案について内部検討		● 案作成	● パブコメ案作成	最終案について内部検討	● 基本計画最終案作成
③ 庁内調整	既存事業・新規事業照会	● 人権施策推進本部幹事会			素案の全庁照会			案の全庁照会			最終案の全庁照会	● 人権施策推進本部 → 決定
④ 県民等の意見把握			関係機関等との意見交換				人権啓発キャラバン ・県内4か所で開催			パブコメ実施(記者発表) ※終了次第、取りまとめ、ウェブページで公表		● 記者発表